

会 議 録

名 称	令和2年度 第2回 松山市廃棄物処理施設審議会		
事務局	環境部廃棄物対策課 TEL 089-948-6932 FAX 089-934-1928		
開催日時	令和3年3月17日(水)14:00~15:30		
開催場所	松山市大可賀三丁目525-6 松山市西クリーンセンター 4階会議室		
出席者	委員	現地出席:島岡委員(審議会長)、清田委員、高橋委員 Web出席:貴田委員、萩島委員、森住委員、山下委員、山中委員	
	事務局	藤本環境部長、門屋廃棄物対策課長ほか、全10名	
議 題	・松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案について		
議事内容	<p>1. 部会報告</p> <p>(1) 技術検討部会報告について</p> <p>(2) 原因者責任検討部会報告について</p> <p>2. 答申</p> <p>答申内容:松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案について</p> <p>3. 諮問</p> <p>諮問内容:松山市菅沢町に存する産業廃棄物最終処分場での行政代執行による維持管理や廃止基準適合の判断に関することについて</p> <p>※詳細は別紙のとおり。</p>		
備考(資料)	次第、委員名簿、審議会資料		
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 全部公開	<input type="checkbox"/> 部分公開	<input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	3人 (10 席)		

議事内容

1. 部会報告

(1) 技術検討部会報告について

- ・事務局から審議会に、「対策工事完了後2年間のモニタリング結果と今後の維持管理方針」及び「これらに対する技術検討部会の評価」を報告した。
- ・対策工事の効果確認のモニタリング結果について、審議会からの意見等は特になく、支障除去等の目標が全て達成されていると評価された。
- ・今後の維持管理の方針について、審議会から特に問題ないと評価された。

(2) 原因者責任検討部会報告について

- ・事務局から審議会に、「市が行った再発防止の取組及び責任追及の妥当性に対する原因者責任検討部会の評価」及び「レッグに対する今後の対応」を報告した。
- ・審議会から、市がこれまでに行った再発防止の取組及び今後の責任追及について、妥当であると評価された。
- ・委員から「技術検討部会報告において今後の維持管理方針が示されたが、レッグの破産手続きにより、処分場の維持管理に何か影響はあるか。」との質問があり、事務局から「今後、廃止に至るまでは行政代執行により市が維持管理を行っていく計画であり、レッグの破産手続きによる維持管理への影響は特になく考えている。」と回答した。
- ・委員から「行政代執行が終了後の土地の管理をどのように考えているか。」との質問があり、事務局から「生活環境保全上の支障が生じないように、廃棄物処理法に基づく行政上の規制をかけ、土地の改変（掘削等）が自由に行えないようにすることにより、適切に土地の管理を行う。」と回答した。
- ・委員から、「処分場内の土地の所有者は、権利を主張するだけでなく、義務も果たさなければならぬ。市は、今後も、処分場の地権者に応分の役割を果たしてもらうために、市への協力を求めていく必要がある。」との意見があり、事務局から「今後の行政代執行についても、できる限り市民の理解が得られるように対応したい。」と回答した。
- ・委員から「債権者（市）が費用を負担してまで破産申立てを行うことは通常は考えられない。しかし、今後も管理を行っていく上で、このまま放置することでどのような問題が発生するかわからないため、破産申立てという方法を選択した。市民の安心安全のためにも、少しでも早く解決できるよう努めていただきたい。」との意見があり、事務局から「今回の破産申立ての意義や目的について、しっかりと説明できるよう適切に処置を行っていく。」と回答した。

2. 答申

- ・事務局から審議会に、答申書（案）の内容を説明した。
- ・答申書（案）の内容について、審議会から修正等の意見等はなく、この内容で答申することが了承された。
- ・審議会から市に、答申書が渡された。

3. 諮問

- ・事務局から審議会に、新たな諮問書の内容を説明した。
- ・委員から、今後のモニタリング検査項目の追加等に関する提案及び愛媛県と市が協力して早期安定化対策に取り組むことを希望するとの意見があった。
- ・審議会から、この諮問を受けることについて了承された。
- ・市から審議会に、諮問書を渡した。